

国選弁護制度の基礎報酬及び各種実費の抜本的改善を求める会長声明

現行の国選弁護制度の基礎報酬及び各種実費が低廉であることを主な原因の一つとして、弁護士の国選弁護離れが生じている。これらが低廉であることは従前より指摘されてきたところであるが、これまで各弁護士の熱意と責任感によって国選弁護制度が何とか維持してきた。しかし、熱意や責任感だけでは国選弁護制度を維持することが困難な状況になりつつある。司法制度改革により弁護士が増えて自由競争が激化したことにより、弁護士としての活動を維持するための最低限の経済的基盤を維持する観点から、国選弁護業務の費用対効果を意識せざるを得なくなつたため、経済的に割の合わない国選弁護業務を担わなくなりつつあるのである。

一方で、「改正刑訴法に関する刑事手続の在り方協議会」の取りまとめ報告書（2025年（令和7年）7月）によると、被疑者国選弁護対象事件についていえば、近年では、9割近い被疑者に関し捜査段階において国選弁護人が選任されていることが報告され、その堅調な利用が確認できる。

このような高い国選弁護人選任率を引き続き維持するためには、現行の国選弁護制度の基礎報酬及び各種実費を改め、刑事弁護の担い手の減少を防ぐ必要がある。

具体的には、刑事弁護にかかる費用については、以下の問題点を指摘できる。

1 国選弁護制度の報酬が低いこと

国選弁護業務のための予算は160億円前後と極めて僅少な額で推移している。国選弁護活動に要した時間と活動結果に対しては、正当な報酬が支払われるべきであるが、現在の国選弁護制度の基礎報酬が低すぎることは問題である。すなわち、弁護人は捜査・公判段階を通じて、接見、親族等との連絡、被害弁償、身体拘束からの解放手続、公判準備等の弁護活動を行っているが、国選弁護事件の報酬は、費やした時間と費用と労力に見合うものではない。弁護士としての活動を維持するための最低限の経済的基盤を維持し適正な弁護活動を継続的に行うための対価としては非常に低額な状態が続いている。国が弁護人に支払う国選弁護費用は、昨今の最低賃金の上昇及び物価高すら一切反映されていない。

一方で、裁判員裁判における重大犯罪の弁護をはじめとして、特殊詐欺やサイバー犯罪等、犯罪が多様化・複雑化するなかで、刑事弁護も専門化・複雑化し、弁護人の負担も増加している。このような実情があるなかで、

現在の報酬体系は、国選弁護の負担に見合う報酬体系になっているとは到底いえない。膨張を続ける100兆円規模の国家予算に占める割合も年々低下しており、人権保障の経済的基盤の拡充は立ち遅れているといわざるをえない。

2 国費で刑事弁護活動にかかる報酬・実費が支出されていない分野があること

日本弁護士連合会及び当会は、これまで、刑事弁護が被疑者・被告人の人権擁護のため、憲法上必須の制度であるとの認識の下、独自の予算で、当番弁護士制度や取調べ立会いの援助制度、罪に問われた障害者等に対する刑事弁護費用等の援助制度等を創設し、市民が費用負担の心配なく、時代の進展に合わせ高度化する刑事弁護活動を享受できる体制の拡充に注力してきた。

しかし、以上の体制を維持する費用は、弁護士会費により支出されているものであり、弁護士の経済的な負担によって制度が成り立っている状況である。無罪推定の原則が憲法上保障される我が国において、当番弁護士制度や取調べ立会いに関する弁護活動報酬・実費は、本来全て国費によつて賄われるべきものである。また、再犯防止の取り組みは国の政策によつて行われなければならないものであり、罪に問われた障害者等に対する弁護活動報酬・実費も、同様に、国費によつて賄われなければならない。

3 刑事弁護活動にかかる実費の支給が一部ないこと

現在、刑事記録の謄写費用、一定距離までの交通費、当事者鑑定費用等、刑事弁護活動にかかる実費については、弁護人自身が負担することになっている。

例えば、2023年（令和5年）11月、長崎拘置支所の収容業務停止に伴い、長崎市内に事務所を構える弁護士は、被告人との接見のために、諫早市にある長崎刑務所に行かなければならなくなつた。長崎拘置支所の場合と比べて、移動時間、交通費いずれも増えているが、この負担に対して、国費による補償は一切ない。

その結果、弁護人は、このような刑事弁護活動にかかる実費を、実質的に報酬から支出しなければならず、さらなる報酬の低廉化を招く原因となつている。

この現状を踏まえ、日本弁護士連合会及び当会は、謄写費用や交通費の援助制度を設け、会員の支援を行つてゐる。

しかし、国選弁護が憲法上必須の制度であることを踏まえれば、刑事弁

護活動にかかる必要な実費についても、本来、国費によって賄われなければならない。

よって、以上で指摘した現行の国選弁護制度の基礎報酬及び各種実費の問題点を踏まえ、当会は、被疑者・被告人の更なる権利擁護と公正な刑事司法制度実現のため、国会、法務省、財務省等に対し、国選弁護制度の基礎報酬及び各種実費の抜本的改善を求める。

2026年（令和8年）1月28日

長崎県護士会

会長 岡田 雄一郎